

申請手続きについて

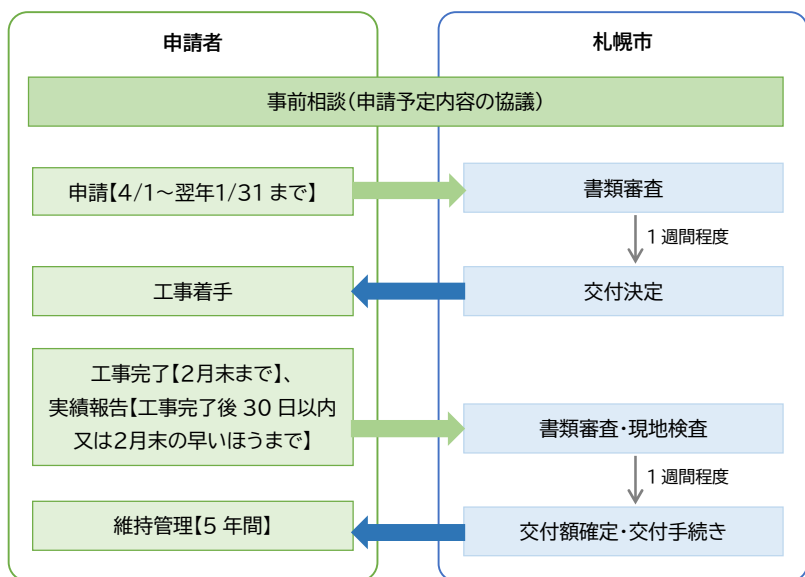
申請期間

緑化事業を実施する年度の4月1日～1月31日まで(土日祝除く)
 ※緑化事業に着工する前に交付決定を受ける必要があります。できるだけ早めにご相談ください
 ※複数年度にわたる事業の場合、2か年に限り助成金を分けて受け取ることができます(別途、全体設計承認事業として認定を受ける必要があります)

申請の流れ

申請時及び完了時に書類を提出して頂きます。
 申請書類は、ホームページ内の要綱をご参照ください。
 『さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度』

<http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/minyuuchijosei>



問い合わせ先

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課
 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階
 TEL :011-211-2522 FAX :011-211-2523
 E-mail :midori-suishin-toshi@city.sapporo.jp

さっぽろ みどり助成

*詳細はホームページをご覧ください
 *これまでの活用事例(緑化面積、助成金額)もご覧いただけます

SAPP
RO



さっぽろ市
02-K04-21-658
R3-2-509



さっぽろ都心みどりのまちづくり 助成制度のご案内

札幌市では、都心部の公開性のある民有地において緑化を行う所有者・事業者に対し、その費用の一部を助成しています。建物利用者の満足度や企業イメージ、集客力の向上などの効果が期待される敷地内緑化について、お気軽にご相談ください。

要件を見直し、より使いやすい制度になりました

緑化面積 面積要件を緩和し、対象を広げました

空地・屋上緑化：5㎡以上
 室内・壁面緑化：3㎡以上

(旧)
 空地・屋上緑化：10㎡以上
 室内・壁面緑化：5㎡以上

申請時期 工事契約後の申請も可能となりました

緑化工事の
着工前

(旧)
 工事の契約前、
着手前

公開性の基準 基準を緩和しました

空地緑化・壁面緑化は
公道から視認できる
場所に設置する

(旧)
 空地緑化・壁面緑化は公道から6m
以内の視認できる場所に設置する

事業費 下限値を撤廃しました

下限値なし

(旧)
 緑化工事費
150万円以上

制度活用例



屋上緑化により、人々のための滞留空間に生まれ変わりました



室内緑化により、明るく印象的な空間になりました

札幌市

助成の対象となる緑化事業

- 札幌都心(第4次さっぽろみどりの基本計画における「緑化重点地区3」)にある敷地又は建築物で、新たに整備する緑化事業が対象となります

※助成対象となる区域は、札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域(都心)と同一です。

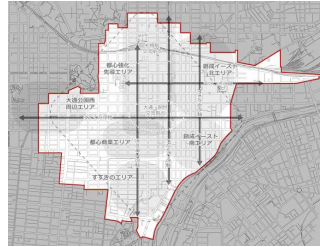
札幌市地図情報システムにてご確認いただけます。

※法令等により緑化が義務付けられている場合は、基準を超える部分が対象となります

※他の助成を受けている場合は、対象外となります

- 緑化のタイプ、面積などの要件については、右ページを参照してください

- その他の主な要件は以下の通りです。



対象区域(都市機能誘導区域(都心))

助成額

対象経費に、助成率2/3を乗じた額以下を助成します

(例)対象経費が300万円の場合 助成額200万円(自己負担額100万円)

※助成制度の上限額は3,000万円です(下限額はありません)

※予算額に達し次第、予告なしに申請受付を締め切ります。

※他の申請状況により助成率や額を引き下げることがあります。

対象

主な対象経費は以下の通りです。(内容によっては、個別に判断する場合があります。)

- 植栽購入費
- 植栽基盤の整備費
- 灌水施設整備費
- 植栽に付帯する修景施設整備費
- 付帯的かつ必要と判断できる撤去費 など

対象者

以下の全てにあてはまる方が対象となります

- 公共的団体以外の法人事業者である
- 助成事業を行う敷地及び建築物の所有者又は建築主である
- 市税を滞納していない
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でない者
- 植栽完了後、5年間の維持管理をできる
- 敷地及び建築物を所有していない場合等は、所有者全員の承諾を得られる

*詳しい内容は「さっぽろ都心みどりのまちづくり助成金交付要綱」をご参照ください。
札幌市公式ウェブサイトをご覧ください。

緑化のタイプ	主な要件
<p>空地緑化</p> <p>公道に面する敷地内地上部の緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> *緑化面積 5㎡以上 (生垣の場合は延長距離5m以上) *公道に面し、公道から視認できること *上記が難しい場合は、管理上やむを得ない時間帯を除き、一般に開放されるか、不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができること
<p>壁面緑化</p> <p>建築物の外壁面の緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> *緑化面積 3㎡以上又は延長5m以上 (つる植物の場合、1mあたり3本以上植栽) *公道に面し、公道から視認できること *上記が難しい場合は、管理上やむを得ない時間帯を除き、一般に開放されるか、不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができること
<p>屋上緑化</p> <p>建築物の屋上又は屋根の緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> *緑化面積 5㎡以上 *管理上やむを得ない時間帯を除き、一般に開放されるか、不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができること
<p>室内緑化</p> <p>建築物内部の緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> *緑化面積 3㎡以上 または1,000㎡未満の敷地において、1階のエントランスやエレベーターホールに可動式植栽基盤を設置するときにかぎり、1.5㎡以上(容量100L以上のものを助成対象とする) *管理上やむを得ない時間帯を除き、一般に開放されるか、不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができること。 または、原則として幅員4メートル以上の公道や都市計画上の広場から視認でき、かつ屋外との境界から1メートル以内の場所に植栽されるもので、多くの市民がみどりを享受できると判断されること